平成２８年（フ）第７９９号
東京都日野市大字日野5996番地の１ハイツスバル谷203
破産者　内野　和子
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８６５号
東京都青梅市末広町２丁目２番地の３
破産者　有限会社河辺介護サービス
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８６６号
東京都青梅市柚木町３丁目642番地の２メルベールノムラ201
破産者　長田　明子
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８６７号
東京都青梅市柚木町３丁目642番地の２メルベールノムラ201
破産者　長田　大四
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９６７号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1125―103
破産者　亀島カツ子
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５５号
長野県諏訪市大字中洲2692番地１
破産者　日本ルーフ株式会社
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第３０号
岐阜県多治見市滝呂町８丁目100番地
破産者　株式会社加地製陶所
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第８６号
三重県松阪市嬉野田村町473番地、前住所三重県津市阿漕町津興204番地３　クレアⅠ103
破産者　岩本　　創
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６７号
三重県三重郡川越町大字亀崎新田字里中17―２番地
破産者　新栄建材有限会社
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２７１号
三重県桑名市星川724番地１
破産者　株式会社Ｌ－ｓｔｙｌｅ
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
三重県四日市市伊倉１丁目３番23号　レオパレス・カンフォタブル伊倉Ⅱ―202
破産者　比屋根良輝
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
愛知県豊川市本野町西浦68－２　グランドゥール201号、開始決定時の住所三重県四日市市広永町1030番地７　ｍａｉｓｏｎすずかけ101
破産者　松澤　桂太
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１５５号
三重県三重郡朝日町大字埋縄1458番地　植松寮Ａ、前住所三重県三重郡菰野町大字潤田508番地
破産者　㈲伊藤木材こと　伊藤　一也
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
三重県四日市市大字茂福254番地　あさけハイツＢ－103、開始決定時の住所三重県員弁郡東員町大字穴太2000番地　大仲さつき病院内
破産者　草深　充代
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
兵庫県たつの市新宮町香山195番地
破産者　株式会社タキモト
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第１２号
兵庫県佐用郡佐用町米田15番地の１
破産者　森脇産業株式会社
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第１０号
広島県福山市横尾町２丁目21番16－１号
破産者　水草　美江
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２５６号
香川県高松市庵治町403番地
破産者　有限会社讃光商会
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２号
香川県高松市庵治町6392―77、商業登記簿上の本店所在地香川県高松市牟礼町牟礼3363番地
破産者　有限会社青木石材商店
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１５号
宮崎市柳丸町78番地19
破産者　株式会社プロスタッフエージェンシー
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７８号
宮崎県延岡市松原町１丁目１番１号
破産者　有限会社興梠組
1　決定年月日　平成28年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部